

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-152）、MOX燃料加工施設（1-156）」

2. 日時：令和4年8月9日（火） 10時00分～12時15分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、高梨安全審査専門職清水係員

日本原燃株式会社 高松 理事

燃料製造事業部副事業部長（新規制基準） 他17名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ

グループマネージャー 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー 他1名

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子燃料サイクルグループ 担当

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

「再処理施設の共通00別紙のヒアリングスケジュール案」

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)

- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000124.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html)

- ・ 令和 4 年 7 月 2 6 日  
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 7 月 2 8 日  
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 8 月 3 日  
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	では、っ放し。
0:00:02	受け取りますの方から、実際、出席者の紹介と左の構成の説明をした上で資料の説明を入れてください。
0:00:12	はい。日本原燃中浜でございます。
0:00:15	日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:00:21	佐藤。
0:00:22	高橋。
0:00:23	須川シミズ
0:00:26	丹羽可児。
0:00:28	住民が、
0:00:29	篠崎。
0:00:30	窪田。
0:00:32	赤松。
0:00:34	堀内。
0:00:36	タカマツタニグチ。
0:00:39	イシハラ。
0:00:40	アボ。
0:00:42	福村。
0:00:43	河口。
0:00:45	佐渡。
0:00:46	中浜。
0:00:48	あと関西電力さん及び笹川様。
0:00:51	以上となります。
0:00:53	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、画面共有させていただきます。
0:01:00	まず最初に、施工に関わる資料提出ヒアリングスケジュールについてご確認いただきます。
0:01:06	そのあと、溢水躍起。
0:01:08	100-01、一寸 01。
0:01:13	溢水 02。
0:01:15	薬品 0001 薬品 01 となります。
0:01:20	それではヒアリングスケジュールに関しましてご説明差し上げたいと思います。
0:01:28	はい。日本原燃の瀬川でございます。

0:01:30	ヒアリングスケジュールにつきまして画面共有をさせていただいておる、絵を用いて説明をさせていただきます。
0:01:39	昨日の会合で今後のスケジュールについてもご指摘をいただいております、それを踏まえて、私どもの方で考えた、
0:01:51	スケジュール案というのを、上期をさせていただいております。
0:01:55	まずですね資金の対応としましては、最初に最もですね、恐喝にかけてですね、活用ゼロゼロ資料というのを提出させていただきたいというふうに考えております。
0:02:07	最初の場合は、MOXでいただいているコメントというのを反映しなければならないという前提はございますけれども、まず最初にの保有の内容特有の案件ですね。
0:02:20	これについて、まず先行して、ヒアリングをさせていただきたいなというふうに考えておまして、本日明日にかけて資料を提出するものでございます。
0:02:31	MOXの方ですけれども、来週17日にですね、厚生省に対して、再度修正を加える部分について、
0:02:41	8月17日にヒアリングを実施させていただければと考えております。その後ですね、再処理の固有案件についてのヒアリングに、
0:02:51	入らせていただければと考えておりました。来週の後半からですね、再来週いっぱいかけてですね、こういう案件を重点的に説明させていただければと思っております。
0:03:02	衛藤順次割譲分説明をして参りますけれども、その都度ですね、ヒアリングを完了したものから、コメント内容を反映するということと、
0:03:13	あと8月17日いただいたMOXのヒアリングにおけるコメントと、あと、MOXの最終補正に向けた動きというのをキャッチアップしながらですね、再処理として、
0:03:24	もう複数取り込んだもの、なおかつ最初にこういう、もう回答をかけたものというのを、8月8日いっぱい、かけて、対応して参りたいというふうに考えております。
0:03:35	で、8月末までにかけてですね、各条文とも、意識の福祉の状況を取り込んだものを、意識整えた上で、8月末までにですね、各条それぞれ所要の再提出を完了させまして、
0:03:50	9月5日の週からですね、1週間程度かけてですね、順次、
0:03:56	修正内容確認をしていただくということを考えてございます。

0:04:01	これが大きな、資料全体、審査いただかなきゃいけない資料全体の全体像でございますけれども、例えば本日、この後、ヒアリングさせていただきます。
0:04:15	溢水ですとか、
0:04:17	あと、その他外傷関係ですね、落雷とかその他対象関係、こちらにつきましては、資料提出が8月9日10日というわけではなくてですね、お盆明けを予定してございます。
0:04:29	そういったものが、本案件の提出を踏まえて、適宜、ちょっとスケジュール、ヒアリングスケジュールを組ませていただいて、
0:04:39	大まかにはこの流れで流していただければなというふうに考えておりました。以上です。
0:04:46	規制の説明について、さらに確認等ございますでしょうか。
0:04:59	規制庁の中ですけど、ちょっと何点か確認で。
0:05:03	まず最初の方の再処理固有と言ってるのはどこら辺までを想定してます。
0:05:10	はい。日本原燃の瀬川でございます。こちらにつきましては衛藤、
0:05:17	えーっとですね、ちょっと具体例を挙げさせていただきますと、
0:05:22	主にある外部衝撃関係、こちらにつきましては、国材施設に対する孔口設計方針というのをきちんと説明していかなければならないと考えております。
0:05:33	波及的影響の高度ですとか、あと落雷規模に対する防護設計の考え方といったものが先日7月28の補正の内容としては不十分であると認識しておりますのでこういった部分を、
0:05:46	中にご説明させていただきたいと考えております。また外傷のその他についてもですね、屋外施設に対する設計方針ってのは、一応触れてあるんですけども、その他の外傷のメインの液晶に比べると、ちょっと表現の仕方が甘いところが、
0:06:02	あると思っておりますのでそういった部分についてもご説明させていただきたいと考えております。外傷関係そういったところになりますし、
0:06:09	その他にですね喫水については本日改めてヒアリングさせていただきますけれども、国が施設に対する方針といった部分について、
0:06:21	会長会議がなければならぬと考えております。その他ですね、ああいふ安全機能を有する施設につきましては、
0:06:30	最初に特有のところ、保守点検に関してもセル内機器の保守点検といった部分が、MOXにはない特徴的な部分というふうに意識しておりますので、

0:06:41	そういった部分についての方針説明というのが必要であろうというふうに考えておるところでございます。
0:06:47	あと地震につきましてファブリーズの会合での指摘を受けた部分の記載が足りないといったところですか、あと角建物 30 とかなんですけれども、安全機能と耐震補強の関係で、最初の場合のより特徴的な部分として、動的閉じ込めの静的閉じ込めの関係性を踏まえた上での、
0:07:05	この安全機能と耐震上の関係整備といった、基本方針上等を表現していたと。
0:07:11	そういった部分が、改めてご説明が必要かなというふうに考えてございます。
0:07:16	うん。ほとんど全部しましたので最後、在庫ですね、在庫についても、MOXでは特に議論しないところで、再処理を例題に議論してる場所ですけれども、
0:07:27	こちらの趣旨のコメントをいただいておりますので、その取り組みについて説明が必要というふうに考えてございます。以上です。
0:07:37	はい、室長角田です。
0:07:39	結構何かいろいろっていう所で、それで、8月15日の週からスケジュールを引いてますけど、来週は何かどういう、具体的に、
0:07:53	日程を考えているんでしょうか。奥さんは、具体的なその日付みたいな感じで来ちゃってるんですけども、再処理側、来週どうするのかという
0:08:03	22の週でですねそれが、
0:08:07	すべて説明できるみたいになってるんですけど、何か今お聞きすると結構な数があるような気がしてそれが終わり、これで十分なのかどうかなんですが、そこら辺の組み方みたいな。
0:08:20	考え方があれば教えていただきたいんです。
0:08:23	はい。日本原燃の須川でございます案件が非常にたくさんありまして、また
0:08:30	統一の週にですね、課題に詰め込んでヒアリングを設定するというようなこともないように配慮しなきゃいけないというのは認知しておるところでございます。で、今並行してですね、
0:08:42	具体的な案件を、どこの金を切るんだといった部分については今まさに作業中でして、今お示ししてる工程よりもですね、若干足が、翌週に延びる可能性もないことはないかなというふうに思っております。
0:08:58	そういった中でですね、まず目先、8月15日の週で、
0:09:03	ヒアリングをさせていただきたいなと思っている関係がですね、

0:09:08	ちょっと口頭で申し上げる形になってしまいますが、
0:09:13	外部火災、
0:09:16	あと、
0:09:18	火山、
0:09:22	閉じ込め、
0:09:23	そして、
0:09:24	ああいう、
0:09:26	この4条文を来週、まず取っかかり説明をさせていただけたらなというふうを考えておりました。以上です。
0:09:35	はい。規制庁仲です。詳細はまたこれから作るということですが少し
0:09:40	あまりその詰めすぎず、我々も少し資料の確認ということが必要だと思いますんで、そういうことも配慮してですね、ご検討いただければと思います。以上です。
0:09:53	井上の瀬川です承知いたしました。
0:10:01	折衝シミズです。規制庁から基準について確認ございますでしょうか。
0:10:07	成長のパッケージですて確認なんですけど、共通0別紙という形で書いてるんですけど、補足資料っていうのは今の現時点の品質じゃCAMSはなかったところで行ってきたのはあまり認識してるんですけど。
0:10:20	一応出してるもんですべてセットだけにまず僕が持ってるのかっていうと最終日っていうのは、こういう内容のタイミングで合わせてと思っただけいいってことですよ。多分、
0:10:29	日本野坂でございます。今田尻さんにおっしゃっていただいた通りですね、最初にこういうふうに関連するもので必要な補足説明資料と一緒に抱き合わせて提出していくということで考えてございます。以上です。
0:10:46	タジリです。その時もそうなんですけど、だから、最後の資料だけ貸してこちら連絡なんか終わった製品になってるような、笠間新田様な気がするのだからこちらがヒアリングのところやってしなかったってことで終わっちゃって構わないんですけど。
0:11:01	ちょっとまた書きせずに、何かBest最後に集まるような気もするので一つ一つ取り上げていただければと思うんでよろしく願います。以上です。
0:11:15	藤規制庁カミデです。今年の8月10日に提出するバージョンというのは、この間の補正と、あと補正前のヒアリングで話したことが補正ではまだできてないという。
0:11:31	ところがあって、そういったところを取り込んだものが8月10日に拡充として出てきという理解でまずいいですか。

0:11:41	はい。新美石田でございます。今のご質問、答えイエスです。そういうものを出させていただきます。ちょっと若干補足しますと昨日のザ・パックスの時も補足をベースしただけモデルであれば
0:11:55	現状をすぐさま技術と言う必要ないんじゃないかと言って参りましたということで、明日させていただくのは今神谷さんがおっしゃっていただいたようなものがある、条文のレベルの 02 ということで、
0:12:08	地震と、当外部衝撃、竜巻、外部火災、その他、
0:12:15	あと、
0:12:16	案いう溢水、閉じ込め、重大事故、このパートのいろいろシリーズを出させていただきますこうと思っています。特に耐震がすいません取りこぼしがありましたのでそういったものを反映したものとして、
0:12:32	明日出させていただきますこうと思ってました。以上です。
0:12:38	はい、清涼花です。そういう点でいうと、設備リストの方も、まだ世の段階では不備があつてということだと。
0:12:48	ですけど、疼痛まぜる方ないお話なりっていうのは、どんな予定です。はい、仁科でございます。共通シリーズもですねすいません同じ日になってしまいます明日、共通 0506098。
0:13:03	010 と非常関係も含めて、明日提出をさせていただくことで今設立も含めて、整理を採用していると。
0:13:11	こちらもご指摘いくつかいただいてましてこちらの方の取りこぼしもございましたので、そういったものを反映したものをお出しをするということで考えております。以上です。
0:13:25	はい、規制庁カミデベースで、
0:13:28	そういったものも含めて 17 日全部できるかっていうのは
0:13:34	その調整かとは思いますが、来週のうちに早めに片付けるということですかね。
0:13:42	はい。二本木志田でございます。はい。スケジュール考えながら、かつ有料化関係の話もキャッチアップしなきゃいけないところもありますので、全体考えた上で、スケジュールをさしていただく。
0:13:54	ます。以上です。
0:13:58	はい。室長岡村です。わかりました。私の方からは以上です。
0:14:07	なしで、溢水が入っていたんですが、
0:14:10	本日のヒアリングのコメント等受けて牧草されるような内容について、
0:14:17	越冬の提出っていうのは、
0:14:20	三つフェーズ、株主、



0:14:22	はい、与儀石田でございます。医師 S E その他の業務につきましては、昨日、各条文を確認させていた
0:14:32	ものを、明日ペースト提出については今日のヒアリングの場で最初の資料等もあわせて、ご指摘があるという話も聞いてましたのでそれを全部取り込んだ形で明日、
0:14:43	出させていただくということで考えてます。以上です。
0:14:46	わかりました。
0:14:53	規制庁日下です。先ほど、代行についても、最初リーのご中心でとかって言われてたんですけど、MOXの方でも整理をしない等、
0:15:06	再々補正、設備技術とかですね、若干問題かなというふうに思ってるんですけどそのあたりMOXではどう進めるつもりかって言う考えで先ほどの共通 0508 だけ始まったんですけど、いかがでしょうか。
0:15:22	はい。乳井記者でございます。今日まさしくちょっと朝、在庫の関係者とも話をしましてともと、
0:15:30	提示をさせていただいた、代行においての提出スケジュールが来週の真ん中辺になってまして、ちょっと浅利細井なんてことで共通の
0:15:43	メールは坂野設備リストに、前回のいろんな指摘を踏まえて丸付けの反映をしてます。そういった考えが全体反映された資料を今週出さないと、例えばIT連携としてはまずいなというのもありまして、
0:15:57	急がせというところではありますなので、なるべく今週中に出そうということで今進めておったところでございます。以上です。
0:16:07	はい、そうです。わかりました。今週中に何らか在庫の整理をしていただいて、来週の
0:16:17	ボックスでこう考えているヒアリングの中にセットで話ができる。ちょっと最初に特有のところは、7引き続きということで再処理側のヒアリングになるかもしれませんけど、
0:16:28	MOXの再補正もないということで進めていただければと思います。以上です。
0:16:39	出張ですから、ございますでしょうか。
0:16:44	エキスパート。
0:16:46	村瀬部長。
0:16:50	ちなみに聞いて確認なんですが、こちら、基準を踏まえたその公開版のスケジュールは、
0:16:59	教習朝来市越できそうな状況でしょうか。
0:17:04	日本原燃の瀬川でございます。

0:17:06	ちょっと流動的ではあるんですけども、やはり来週からですね、ヒアリングをお願いしたいという手前ですね今週中には出さなきゃいけないかなと思っております。今週中に出すということ。具体的には、明日中には何とか出せるように、
0:17:21	進めたいなと考えております。以上です。
0:17:26	規制庁シミズしましたから、スケジュールについてなければ、
0:17:35	請願資料に移りたいと思いますんで、00-01と。
0:17:43	10000について説明をお願いします。
0:17:48	はい。日本原燃の塩崎でございます。
0:17:52	令和4年7月28日に実施させていただきました。100010及び8月3日に提出させていただきました1市02を使って説明させていただきます。
0:18:06	今回ですね溢水4001ということで、別紙1から6まで、一通り資料は準備させていただきましたが、
0:18:15	影響はですね、再処理特有のところというところで、
0:18:19	前回ヒアリングでも少し議論させていただきました屋外に設置される安全冷却水B冷却塔を溢水の影響評価対象外にする根拠といったところについて、
0:18:31	説明、議論させていただきたいと思ってございます。
0:18:34	その他この共通0ですね、提出後、目算で修正を行ってる部分、これからというところもありますので、最終的には全部反映して合わせて作業をやっていきます。
0:18:46	はい。ではご確認いただきたい内容に移らせていただきます。
0:18:50	前回ヒアリングでですね、屋外設備、今回申請であります、安全冷却水冷却塔を1世紀評価の対象外とすることを、補足説明資料の中で説明させていただきましたが、
0:19:04	そもそも屋外設備を対象外としていいという判断自体、これも評価であるでしょう。
0:19:10	補足説明資料で説明するだけで済むものではないといったご指摘をいただき、再整理して参りました。
0:19:18	結果ですね許可からの説明を変更しない範囲で、
0:19:23	屋外に設置する設備は、溢水影響を受けても安全機能を損なわないので、SA影響評価の対象としては抽出しないと。
0:19:32	ただ、方針は、都会並みで、ただし、

0:19:35	屋外設備が溢水を受けても安全機能を損なわないという根拠を、補足説明だけではなくてですね、添付書類の方に記載するということとさせていただきます。
0:19:46	具体的には、別紙 4、右下 113 ページをご覧ください。
0:19:54	衛藤。こちらは添付書類 1 でございますけども、
0:19:59	ここの一番下の段ですね。
0:20:05	はい。
0:20:06	溢水により安全機能を損なわないことが明らかな設備は、溢水評価の対象から除外しますと。
0:20:14	いったところを、この添付書類 1 で示した上で、
0:20:20	270 ページご覧ください。
0:20:25	はい、170 ページこちら添付書類 2、溢水防護対象設備の選定といった添付書類になりますけど、
0:20:33	ここで、
0:20:35	床下の山になりますけれども、
0:20:41	明らかに
0:20:44	その屋外対象物が安全機能を損なわないと。
0:20:48	いう根拠を記載させていただきました。今回第 1 回申請になります。
0:20:54	安全冷却水 B 冷却塔は、この (3) の耐震性を有するということに該当しますので、
0:21:00	これに対しまして、被水、没水の対する設計考慮を記載しまして、
0:21:08	溢水により安全機能を喪失しないというふうに結論でございます。
0:21:13	で、今回申請対象であります拡張についての具体的な概略評価というのは、後程します。102 の方に示すと、こういった構成で整理して参りました。
0:21:28	はい。説明は以上になります。
0:21:34	はい。規制庁、志水です。それじゃ、説明について、町側から確認をお願いします。
0:21:41	はい。今説明いただいた。
0:21:47	具体的に示されたというところなんですが、
0:21:51	ここの先生んをまず上の (1) から (4) 、これも、
0:21:57	少し本庁持っててね、説明した上で、今回の冷却塔は (3) なんですが、土佐ってというのはこういう機器なんですっていう。
0:22:08	本当を何か、
0:22:10	話していただきたかったっていうところが、
0:22:14	1 点で、

0:22:16	様はそれで行ったんです。
0:22:21	日本原燃篠崎です。おっしゃる通り、(3) だけじゃなくて (1)、(4) ございまして、今回第 1 回なんで (3) 2 回、
0:22:30	深瀬書いていって、2 回以降ですね、記載を拡充することを考えていましたが、
0:22:36	今おっしゃったように、臨床というわけじゃないです (1) から (4)。
0:22:40	書いた上で、
0:22:42	(3) について少し具体化するといった構成をちょっと考えていきたいと思えます。
0:22:48	はい、須藤久世です。その上でですね、ちょっと今、具体的に説明されているという (3) の内容も、
0:22:56	やはり添付書類に書く内容としては、ちょっと弱い。
0:23:01	そして、やはり根拠が、
0:23:04	いずれもそのことを有しているからっていうこと。
0:23:09	と、等、
0:23:11	高い位置に設置する設計になっているっていうことで、残すほうに飛ばしてるんですが、どういうコースを持っていてそれがなぜ被水で、
0:23:21	大体大丈夫なのか。
0:23:23	ていうところが、
0:23:25	やはりちょっと少し根拠を持って、この辺は論じていただく必要があるのかなと思うんですが、
0:23:31	そこはいいかな。
0:23:37	はい。少し検討させていただきます。被水のところでもですね、これ今の対象外の話ですけれども、
0:23:47	そもそも被水影響評価のところの時代もございまして、
0:23:51	そちらと本直した上で、ご指摘は理解しましたので、
0:23:58	もう少しですね、添付書類として、
0:24:01	学部かけるところってのちょっと検討させていただきます。
0:24:06	はい。瀬戸宇田です。この場合に関係しても
0:24:10	碓井
0:24:12	もう、
0:24:13	一緒に話題にしたいんですが、よろしいですか。
0:24:16	日本原燃篠崎です。お願いします。すみませんちょっと溢水量の 2 でちょっと資料の修正、訂正ところだけ、先にちょっとご紹介させていただきたいと思えます。ちょっと先にやらさせていただきます。お願いします。はい。

0:24:30	資料の、
0:24:33	2 ページに第 3-1 表というのが載っていますけれども、
0:24:38	ちょっとこちらの、具体的には一番下の段落ですけども、
0:24:42	こちらが今
0:24:49	うん。
0:24:49	うん。
0:24:51	失礼しました。右下 4 ページですね。
0:24:54	4 ページの一番下の段落ですね。
0:24:58	これが今示してます 00-01 の表現とちょっと合ってございませんので、すいませんこれ、反映もごさいます。
0:25:06	後程訂正させていただきます。
0:25:09	そうです。
0:25:18	はい。
0:25:21	いいですか。すいません。あと、12 ページ。
0:25:25	最終ページ、第 3-2 図がございませけれども、
0:25:30	ちょっとこちらの、
0:25:32	添付する図を、生駒江本、
0:25:36	誤ってございましてちょっと差し替えがうまくませんでしたすみません、こちらの中身自体はあまり変わらないんですけども写真番号といった、
0:25:44	数字の四角と矢印、これがちょっと邪魔の情報になりますので、これを抜いたものに変えさせていただきます。
0:25:52	すいません溢水、
0:25:54	02 の修正点以上でございませ。
0:26:00	はい、規制庁です。ちょっと幾つかですが、まず、ずばりになっていた 6 ページ目が
0:26:07	屋外に設置すれば、安全耐震性を持つてるから大丈夫な段階投資の展開が、
0:26:15	まず伺いたくて、3.2. 1 の (1) の規制庁で (2) 没水影響たって、
0:26:22	概略調査が吉江町から始まってスズキとかいろいろ書いてあるんですが、なぜまず、
0:26:31	規制庁をここで外してしまっって大丈夫なんだろうかっていうところなんです。
0:26:45	はい、えっと、無限 1 だけです。
0:26:48	右下 6 ページのところでございます。思います
0:26:54	ちょっとご質問しわかんなかったんですが、

0:26:57	3 ポツ、次で、はい。
0:27:02	もうちょっと詳しく言うと、はい。
0:27:04	概略評価案を今回、改正して参りますっていうことを言おうとしているのであれば、はい。1000 円とか、そういうものに対して、
0:27:15	この治水の防護機能が問題ありませんっていうことを、
0:27:20	説明するのかなと考えていたんですが、まず、施栓よりもそうしないとそれはなぜかっていうと、
0:27:31	はい、いいが、第 1 の要素とあるからですと。
0:27:36	なっていて、没水評価の方で、どのぐらいの水位があるかっていうことを評価しているんですが、
0:27:45	被水に関しても、結局は
0:27:48	この功績機能、予測っていうのが、この一線に対してちゃんと耐性っていいますよっていう説明を、
0:27:59	してもらわないと判断しづらいなっていうところで、
0:28:02	まずは 1000 円とか、そういうものをちゃんと抽出した上で、規制の補正等を書面に基づいて説明するのが自然じゃないかなと。
0:28:13	市内なんですけど、この江沢石塚。
0:28:16	はい。日本円ですので、すいませんご質問の趣旨、理解いたしました。3 ポツ 2 の頭で、屋外の環境で想定する請求や、
0:28:27	溢水影響である降水に対してということで、被水影響は降水といったところを、
0:28:33	その水準といいますか、の対象として選定してるっていう考えがございました。ただ、確かにおっしゃる通り、(1) で、
0:28:41	そもそも被水影響として何を水田として考えるかといった情報が、
0:28:47	抜けてございますので、そこについては、記載を加えさせていただきます。
0:28:53	日本原燃の瀬川です。ちょっとだけ補足をさせていただくというか、私の認識を伝えさせていただくと。
0:29:01	溢水で屋外に水源としてどういうものがあるんだといったところが特定された上で、その損傷モードとしての被水っていう、影響の程度ってのはこんな感じになります。
0:29:13	一方で屋外なんで降水ってのもあって降水と、1 水源からのそういう被水の程度っていうのも天秤
0:29:21	乗せて比べてみると、放水砲が被水影響としては厳しいんで、
0:29:26	被水に対してはこういう公的機能を持たせてやってきますそんな流れで、

0:29:31	外部評価を流せばいいのかなと思ったんですけども、そういった認識でよろしいでしょうか。
0:29:38	状態するそういう認識、やはりちょっと被水を哲学者っていう印象を持って何かその意図的な印象を持つような、
0:29:48	展開であったので、まずは、今おっしゃった通り、施工一線というものの、
0:29:54	それに対して、それぞれの石本で大丈夫ですっていう説明をすれば事前かなと思った次第でした。今おっしゃった方向で、
0:30:05	見ていただければ進むかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
0:30:11	規制庁、大坂です。ちょっとその点で、よくわからないんで教えていただきたいんですけど、言葉ですね。
0:30:25	すいません。
0:30:27	今瀬川さん言われた通り考えればいいのではありますけど、それをどんどん書類で変えていくかという時に、
0:30:35	この102は別に構わないんですけど、添付書類どうするのかというのがあって、
0:30:42	結局ですね、評価してるのにほかならないんですよ。
0:30:47	評価対象外で異常がどこにあるんだろうかというふうに思ってしまった、
0:30:52	今評価の中で今言われたように、
0:30:56	水減と言うよりは、降水のほうが厳しいと、それに対してはこう対応しているんで、ごさいません。言えばいいだけだ。
0:31:06	そのときに、なぜどうしても、評価替えにしたいというのであれば、
0:31:12	構成に対して同等の評価ない。
0:31:16	記載しているのか。
0:31:18	いうところかなと思うんですが、それを記載してるからどちらか来たくないってのは理解できますけど、そこら辺どうなんですか。
0:31:34	日本原燃の瀬川でございます。先ほどスケジュールのところでもですね、
0:31:40	少し、
0:31:42	口頭でしゃべったところなんですけれども、けれども、外傷のそろった。
0:31:48	に対するですね、木材施設の公募方針みたいなところの整理っていうのが必ずしも十分じゃないという認識は持っております。
0:31:58	今コサクさんにご指摘いただいたコースに対して屋外施設をどう公募するんだといったところぐらいです。

0:32:06	これも記載が甘いというふうに認知してるところですので、この溢水側との仕分けも含めてですね、会社その他の方、しっかりちょっと整理をさせていただければなと思っておりました。以上です。
0:32:21	はい、長田です。よろしくお願いします。その上で、どっちの方向で、
0:32:26	整理をしてくつもりかっていうのイメージを、話ができればと思うんですけど、いかがでしょう。
0:32:36	日本へ能勢がございます。
0:32:38	ちょっと社内から、
0:32:41	反対意見が出るかもしれませんが、私は硬水側で、
0:32:45	きちんと整理するのかな。降水側で降水に対してどう防護措置を講ずるんだといったところで、きちんとそこで一旦述べ、
0:32:55	防護方法が述べられて、水側では、その降水と水田からの被水っていう影響の程度の比較をやったことによって、影響が降水に包絡されるんで、
0:33:07	降水側の方、方針に従いますというような、
0:33:13	展開かなというイメージでした。
0:33:17	やはり、規制序布田です。方向性、おかしくはないので、
0:33:24	要はその場合には水側で近いところ、こちらで医師側で考えているような事項と、
0:33:32	俺たちに説明していただくということだと思っています。で、もう一方のパターンでいうと、スイカは、
0:33:42	設定が11なので、井川で説明しますとバスという手もあるはあるんですけど、といっても、コース一斉は違う違う。
0:33:54	それを分けるという意識も理解ができますから、内容が漏れないようにということでもお伝えいただければと思います。大木さん、どうぞ。
0:34:06	はい。院長羽根さんありがとうございます。今の観点で、今まで括弧3とかは、通常の添付書類の中に、
0:34:16	評価をしないっていう観点で(3)なんかはそれで落ち着いてっていうふうに、
0:34:21	去年ですか。中出他のにも同じような観点で、どっかで別のところで説明して、こちらで評価しないかなという前提ができているか。
0:34:33	そういった4懸念があるような辞書って、
0:34:37	お願いします。
0:34:45	日本原燃篠崎です。(3)以外は、他の条文との比較ではないんじゃないかなと思います。
0:34:53	全体の考えとして、



0:34:57	はい、清町の岡です。すいません。また、制定させていただければと思います。おそらく、
0:35:04	大丈夫だと思いますので、もう、また改めて、ぜひどうぞよろしくお願い致します。
0:35:10	まず1の2項、同じ関係のところ、
0:35:14	3.2. 1の、6ページ目3.2. 1のところで、安全冷却水B冷却塔の構成が書かれているんですが、
0:35:26	動的機器としては、電動機のほか、減速機があるっていう、
0:35:31	認識なんです、これは対象にはならないんでしょうか。
0:35:36	4年目の数だけでございます。動的機器の前について、外部からの登録の教育を必要とするといった枕詞で済むかかってございまして、
0:35:48	減速機は、特に電力を使って動くようなものではなくて、水でやれる部分ではないということから、
0:35:54	今回、検討中を対象に、
0:35:58	対象に、をピックアップしてそれに対する外部評価を行ったと考えております。
0:36:03	はい、光岡です。他のちょっとですね%
0:36:09	全部他で、この条文と、こういう関係がありますとか、そういう説明が、
0:36:16	結構されて今のような説明も、
0:36:19	なされるんですが、そういうところを少し補足していただきたいんですが、いかがでしょう。
0:36:28	日本弁理士の伊井です。この、
0:36:32	例が、3ポツ2ポツ1の1行目の冷却塔はということで、
0:36:37	観測内観プローブに知事がここに構成されるというこの三つはですね。
0:36:42	外部衝撃の、
0:36:44	影響評価部位の大項目と言われたところとちょっと合致するように整理したんですけども、
0:36:51	ちょっとどこまでのいくつか含めて、検討して、今ご趣旨踏まえて修正します。
0:36:59	はい、成長からですちょっと今の書き方だと相当期間がある、あまりその具体的な、
0:37:07	実際には関係ないっていうことが、
0:37:11	根拠をね、書かれているような印象があって、だから、
0:37:17	電動機だけでいいんですっていうようなところがちょっと見えてこないような、

0:37:23	印象を持っていますので、少しそこら辺は、補充した方がいいかどうかというところで、またよろしくをお願いします。
0:37:31	細田です。補充というか一通りちゃんと書きなさいよってということだと思うんですよ。先ほどの原則にも、
0:37:41	何ですかね被水をしていい部分と言われる部分があるらして、
0:37:49	被水して、腐食をしたら、中の抵抗があつてとかつていうこともあったりする気がしますし、
0:37:59	他の部分があつて、
0:38:03	被水しても問題ないように、
0:38:06	を総合したりするということだと思いますし、
0:38:09	そういったところの説明がちょっと不足しているってということなんだと思います。以上です。
0:38:16	日本原燃篠田でございます。出生しました。継続についても、当然被水というふうな内部に水が入らないような構造になってる。もちろんそういったのは、確認した上での問題でしたけれども、
0:38:28	全然不十分だということにいたしました。
0:38:33	はい、規制庁です。よろしくをお願いします。あと、資料9ページ目に、
0:38:39	それぞれの想定事象がまとめられているんですが、この内容として、
0:38:46	④の方、
0:38:48	なあ。
0:38:49	流体の本を考えるような降雨により生じない中、
0:38:56	根拠の説明になってないような気がするんですが、どういう理屈なんでしょう。
0:39:16	日本原燃篠崎でございます。こういったタンク締め切りになってない、属すがございますので、
0:39:24	重大な膨張圧力上昇とかで、壊れることはない、ということを示したかったんですけども、
0:39:32	言葉足らずですね、もう少し丁寧に書きます。
0:39:37	はい、規制庁です。お願いします。あと、マッチも森林火災なんですが、
0:39:43	これも防火帯が設置されているという理由になってるんですが、
0:39:48	それで延焼防止機能しかなくて森林火災は熱影響、輻射熱がありますので、
0:39:55	負圧の影響までや、
0:39:58	やる必要があるんですが、その辺は糸賀です。
0:40:05	4ページの1-1でございます。ここに限らず、全体的に

0:40:10	言葉足らずだというふうに理解しましたんで、中身は保安
0:40:13	外部商品の方で扱うような話でもあるかなと思ひまして、
0:40:17	は、いずれにしてもいろんなものを間接な自然災害の影響を並べた上で、
0:40:24	地震、全くタンクを壊してですね、それが一気に流れるといったものが、
0:40:30	一番水密は大きいので、それを設定して評価するといったその前段で書いてるだけでございますので、
0:40:40	溢水で、書きすぎるのもちょっと違うかなというふうに思ひましたので、
0:40:46	かかなくて、2、書かないならもうちょっと証券っていうのを見直したいと思ひます。
0:40:52	はい。おっしゃる通りかと思ひますが丁寧に書いていただくのがいいかなと思ひますし、御説明を作ると当然その、
0:41:01	その説明がちょっと今、
0:41:03	言葉足らずというか、若干不足してるところがありますので、もう少し丁寧に書いていただいてもいいとは思ひております。
0:41:13	あと、11 ページ目の方のところなんですが、第3表です。
0:41:20	これは結側と整理が違ひていて、奥さんは、事務所全体が、
0:41:28	野木水源を全部示しているんですが最初に今ボックスの施設も入ってないんですが、そういう考え方があるんでしょうか。
0:41:51	少々お待ちください。
0:42:01	2 本目の水垣でございます。これ許可の整理指導というか、
0:42:06	失礼しました。
0:42:07	なんですけれども、
0:42:08	その水が滞留する面積をですね、保守的に、
0:42:15	評価するために、
0:42:17	敷地全体ではなくて再処理の評価ですね。
0:42:21	MOXの敷地とか、或いは東側に延びる。
0:42:26	道路とか、そういったところを差引いて、
0:42:29	防護たいし、溢水防護とケアが密集してですね、この再処理の敷地内のところを、
0:42:36	面積の分母、分母、
0:42:41	割安面積として設定してございまして、
0:42:45	その中にある1水源としてこういった屋外担当を選定していると。
0:42:52	許可時の製造時と今回その松川さん。

0:42:56	はい、規制庁、溢水、メッセ機は、
0:43:02	なのですが、ボックスの方も、
0:43:05	面積等を考えてやってはいるんですが、溢水年としての還付は事業所に全部にあるもの。
0:43:13	想定していたという認識だったんですがちょっと認識ないでしょう。
0:43:18	牟田さんそういう形で、同じように整理されていました。
0:43:34	日本原燃篠崎です。1水源として考えるのは、タンク、全部変えた方がいいと思いますので、最初に考えをちょっと見直します。いずれにしても
0:43:45	根木江藤地区ですね、このタンクの量を出しても、
0:43:49	当評価に影響を与えるような量ではないので、
0:43:52	すべてさせていただくという方向で見直します。
0:43:56	はい。成長項目3、六、七十のような話でもあるんですが、
0:44:02	失うってということでもあるので、
0:44:05	よろしくをお願いします。溢水ゼロん関係とかあと添付書類の
0:44:11	評価パターンと、豊岡パターンとかその辺の話は以上になるんですが、規制庁の観点であったということございます。
0:44:24	金城仲です。ちょっと今までのコメントと少し重なるところではあるんですけど、先ほども、
0:44:34	まずは補足説明資料の方ですね、
0:44:39	事実関係ないってところを少し、
0:44:42	書いていただいた上で、
0:44:44	それでチェックをして、話が戻りますと、
0:44:50	この1001の資料の
0:44:52	270ページあたり、
0:44:56	これも少し書き方が工夫が必要だ。
0:45:00	列島
0:45:02	その前提として、明らかに対象外とするこんな話が始まっているんですけど。
0:45:12	(3)でいうとその体制流動的というところがですね、これは許可しか使ってるのでそれはそれで、定義のカテゴリーはあるとしてですね。
0:45:23	小石先生の耐水性を有するっていうのはどういう人かという定義がですね、明確ではなくって、その内訳を見ると結局補足説明書が下ってですね、それで何となく事情がわかって、

0:45:36	それを付け足すようにその青字で記載していると、というような、多分そういう今音声になっていて、そうではなくって、あくまでも全社員の中です。
0:45:49	そういうところの耐震性を有する
0:45:51	ところがですね、その評価みたいな話もあったんですけど、
0:45:56	そういうことを踏まえて、最終的に除外制度、
0:46:00	ここが読めるようにしていただいた方がいい。
0:46:04	そうしないと、実際の申請を踏まえて多分、本当に耐水性を有してるもの等はありません。大坂です。お母さんすいません
0:46:13	この点は、おそらく先ほどの瀬川さんの話だと、
0:46:18	外資外部衝撃の降水に対する対策ということでもっとしっかり書かれて、
0:46:24	そちらの方でやっているのという呼び込みがあるような形になるのかなというふうに想像していたんです。その辺りの元のイメージとかを、まず、
0:46:35	聞いた方がいいかなと思うんですけど、結果、はい。中嶋じゃちょっと添付ということでそこら辺のペネさん、認識をお聞かせいただきたいんですが。
0:46:47	日本原燃の瀬川です。
0:46:48	ちょっと間違っていたら、横から、
0:46:51	止めてください。
0:46:53	奥材の防護対象施設に対しては、工水側でしっかりその耐水性という部分が述べられ、
0:47:02	それを読み込む形になろうかと思います。で、一方で屋内施設で、やはり耐水性を持っているというのをおると思うので、そういった部分に対しては屋内施設固有の内容として、
0:47:16	こちら水が述べられて食べられない、間違えました製造年齢の人でございませぬ。ここで耐水性を有する動的機器っていうのは、今、瀬川言った屋内の話ではなく、
0:47:29	設備の話ではございませぬで、それは被水影響評価といったところで、ちゃんと見られることになります。
0:47:36	これがお子さんを対象にしていますのは、例えば使用済み燃料のプールに都道どぶ漬けになっている設備、水中にある設備、あとはそもそも外にあるので、そういった
0:47:48	雨風にさらされる環境で、
0:47:51	もう機能を損なわないように設計されている屋外にあるような設備、そういったものを指してございます。

0:47:58	ので屋内の話はすみません、ちょっと訂正させてください。
0:48:02	で、この記載ですけども、やっぱりポイントは、
0:48:06	対象外にする以上ですね、明らかに対象から除外していいですよといったところをちゃんと添付書類で示さなきゃいけない。
0:48:15	ございますので、
0:48:16	もし降水に外部書記の方にですね、工数の話を飛ばすのであれば、構成に関してはそちらで、
0:48:25	友野野地清野で明らかに固定する話ではないですよですし、
0:48:30	もしここで述べるのであれば、先ほど来の記載が弱いといったことも言われましたので、
0:48:36	もう少しこう膨らませてですね、
0:48:41	排水性と何千万何を想定して何に対して、
0:48:45	こういう設計になってるので、明らかにこれは最初から除外してもいいですよといったような見えるような記載にしていきたいと思います。
0:48:52	すいません。三浦です。そうします。その他のところでちょっとどこまで書くかという話はあるんですがとはいえ、降水の中ですね、
0:49:03	講師の方には、復興に対して、こういう設計だから大丈夫っていうのは記載しなきゃいけないと思ってます。
0:49:13	で、こちらの溢水の方では、それを持ってきてですね、いろいろ屋外の耐水性の話をするときに、こういうふうなことが想定されてそん中で降水であればこれを、
0:49:29	その構成の方から持ってきてこういう設計なんで大丈夫とかですね、そういうふうな書き方かなというふうに考えてございます。今のところはそんな感じです。以上です。
0:49:41	はい、規制庁型です。だから、
0:49:45	検知する以上はちょっと私の理解がないかもしれませんが、(3)のカテゴリ自体は一応この添付書類の中に、
0:49:54	残すということでもいいんでしょうか。
0:49:58	西田でございます。先ほど岡さんのお話では、当然この(1)から(4)廻谷残します。残した上で、それぞれ何を考えてるのかっていうことの説明を書きます。
0:50:10	その上で、今回の申請対象設備で安全冷却水B冷却が(3)番の対象になるということをした上で、じゃあなぜ(3)前に入るのかの根拠として、

0:50:23	水に対しての考慮資材の耐水性ということで考えなきゃいけない考慮事項は何かというのを挙げてその中で降水の話を考えなきゃいけない。鉾石の話に対する、
0:50:33	被水機能というか防護機能ってのは、小杉で説明した通りです。なので、機能を損なう恐れは全くないということで、評価対象外とするというような流れで、変えていくという流れだと思ってます。以上です。
0:50:48	はい、規制庁中です。はい。大体わかりますちょっと降水のところを中心に少し、どちらで見るかという話を中心だったと思うんですがそれ以外の、
0:50:59	ことも含めて、このスタッフさんの定義なりをしっかりと書いていただいた上でその評価内容を検討して、わかるように記載していただくかと思えます。またそこはちょっと修正していただく。
0:51:12	だものを確認すること。
0:51:15	以上です。
0:51:17	規制庁戸田です。少し補足すると、先ほどの(3)は、屋外等水中設置設備だと。
0:51:26	ということでしたので、まずそれを明確にするってということだと思うんですね。で、工数については、工水側で整理をするということであると、まず呼び込みをするという、
0:51:37	そうですし、一番最初に話あったように、降水の設計条件がきつい、溢水での被水の条件よりも厳しいんだと。
0:51:49	というようなことを語っていただくという必要があるんだろうなというふうに、
0:51:54	で、それ以外にも、どういうふうな関係で、一番最初に多かった。
0:52:00	加来さんだけでもってということがありましたので、同様、考え方を展開して、しっかりと書いて、
0:52:09	ということだと思えます。これ170ページなので、大本の114ページです。
0:52:18	ていうところにちゃんとこれが展開されてるのかって言うのも、ちょっとよくわからなかったんですけど、除外するとだけ、
0:52:30	次の添付に飛ばされていると。
0:52:33	いうところですし、
0:52:39	それ本文はあった。
0:52:41	基本的方針はっていうと、特に除外なんだなって。全般的な安全機能を損なわないようにしますよという枠の中でっていうところなんですけどその構成の考えとかをお聞かせいただけますか。

0:52:56	日本原燃篠崎でございます。この、
0:52:59	今落合 113 ページこの添付書類 1 なんですけれども、これ次からに続いて、書類のサマリーみたいな位置付けを添付書類になってございまして、
0:53:10	うん。
0:53:13	を置くべき施設の選定の考え方以外の評価とかも全部そうなんですけれども、
0:53:18	これはもうさらりとか 1 名の事務所に飛ばすという、そういう展示でございまして。
0:53:24	また 115 ページを見ていただくとわかるんですが、
0:53:29	具体の最初の設定の話は、2 の方に飛ばして、
0:53:34	先ほどの 170 ページの方で展開したということでございます。ただ
0:53:40	先ほどからの議論も踏まえまして、
0:53:43	ここにこの佐田と
0:53:45	明らかな数字は除外するの、1 分でいいかどうかってのはちょっと考えさせていただきます。
0:53:55	基本設計方針の
0:54:00	関係でございますが、
0:54:03	やっぱりこのキーワードの明らかなといったところだと思います。
0:54:12	安重を基本的に、法対象設備を選定しますよって、機能を損なわないことを評価で確認しますよといった基本的をして書いてますので、
0:54:23	そもそもその評価のフェーズまでいかないんだと。
0:54:26	言ったその明らかなといったところを、添付書類でしっかり書き込んで、
0:54:31	この先星のセンターの方で、
0:54:33	に影響しないような、そういったちゃんと処理できるのかな。
0:54:38	ましたが、
0:54:45	広瀬町シミズです。ちょっと年間の音声途中で切れてしまって、
0:54:51	これ今ようやくちょっと聞こえるぐらいになったので、
0:54:56	ここまで聞いたらちょっとわかりやすくなったんですが、規制庁細田です。私もぶつ切りにはなりましたが大体わかったので、ちょっと、
0:55:06	お話するとですね、
0:55:09	全般的に 1 回の
0:55:11	やりとりがですね、十分こちらの質問事項の意図を理解していただけないかなというのがある。私だけじゃなくて、多かったです。



0:55:22	ありますので、こちらの指摘ももうちょっと良いところが伝わっていった方がいいとは思いつつも、
0:55:31	意識してもらえればというふうに思います。で、何ですかね。
0:55:36	まずは、
0:55:40	添付の
0:55:43	61161 と 1162 の関係というところですけど、さらっと書いて、詳述し、次の書面で生じていくという構成の考え方自体は、
0:55:55	当初からお聞きしてますしそれで問題ないんですけど、
0:55:58	骨格もちゃんと前段で示して、その部隊を後ろで説明するということなので、その骨格としてこれで十分と思った理由は何かって聞いたんで、
0:56:09	S U R C するために、ただだと意味が通じない。
0:56:13	ということです。
0:56:18	そもそもというんですね、
0:56:22	どうぞ。
0:56:27	説明のところか忘れちゃったけど防護対象設備の選定等、評価対象設備ですね、わざわざ列記されたような気がするんですけど。
0:56:39	方向評価対象設備の選定っていったところで追記したのが今の部分だけだったような気もしていて、
0:56:46	ちょっと混乱、今私自身が混乱しているのは、113 ページの表題の対象設備についてだけなんだっけか。
0:56:56	いう情報ってあれ先にどこだっけという、ちょっとファイルになってしまってるんですけど、結局言ってるのは評価の対象だけで防護対象ではあって、
0:57:09	工水での設計によって、そもそもができていますという説明だと、
0:57:14	ということなので、113 ページの書いてある基本設計方針自体は、これも対象であり、これを運営化されているという説明になりますということだから、分析方針としては
0:57:28	追求する必要はないというふうにお考えなんだろうなと思ってます。そう例でいうと、
0:57:39	評価はっていうところでは、114 ページ。
0:57:43	措置関係が書いてある下側に、評価の話が、
0:57:49	いっぱいあって、
0:57:55	内に評価があるのに、
0:57:57	追求したの、これの上側だということだったり、
0:58:00	もうよくわからないし、

0:58:07	機能を損なわないことが明らかだっていう、もう明らかにする設計方針、じゃあどこにある。
0:58:13	いうところで結局、外部衝撃の方になるんですけど、そういったところの関係性も不明確ということで、先ほど 170 ページの方でも外部衝撃とか関係をとというふうに言いましたけど、こちらも同様なのではないか。
0:58:29	ます。
0:58:31	ここまで踏まえて少し、
0:58:34	お考えなんだったらお聞かせください。
0:58:40	西さん。
0:58:42	まず添付処理 1 株をしっかりと書いた上で伸ばすといったところが、ちょっとできてない。
0:58:50	思いますのでそこはちょっと私させてもらいます。
0:58:54	全くご指摘の通りで、防護対象設備としますという話と、評価、
0:59:02	もう対象から除外しますといった話をですね、
0:59:05	これちょっと泉谷さんがここに一気に明らかで、外しますって書きちゃってるんですが、場所も適切じゃないというふうに今思いましたので、そこも修正させていただきます。
0:59:17	はい。そもそも添付書類 1 として、書く内容が臼井板野もご指摘のことだと思しますので、先ほどの 2 と合わせてですね、1 どこまで拡散を提示して、
0:59:28	記載をさせていただきます。
0:59:31	次、
0:59:32	はい、磯です。よろしくお願ひします。今予約につきまして、115 ページの方には、設備の選定、評価対象の設定、
0:59:41	書いてあって、でもこの 2 ポツ 1 は、
0:59:45	対象設備の選定ですか、ない表題になって、この振り方もおかしいという感じになってって、2 ポツ 1 の上だいいを直すかとかですね、さらに、
0:59:57	114 ページのところの評価の部分がごっそり抜けたっているというところも、少し整理をした方がいいかなと思いますので、全体的な、
1:00:07	整理をしてください。以上です。
1:00:11	日本に篠崎東海林ました。
1:00:15	規制庁谷井です。そのタイプのバッテンがあるんですけど、あと今まで屋外の交代等の話、構成について述べられた覚えが、ここもなくですね。

1:00:27	多分行政法人の方が僕そのままやったりしてここ直されるだろうと言 ってないってこともあるんですけど、今後再処理というところを整理し て出されるというタイミングでは今回の議論を踏まえた上で綺麗なもの が出されるというふうに認識はしているので、
1:00:43	多分今までのやつでは絶対読めなかったと思いますよというコメントま で、今後出されると思うんでよろしくお願ひいたします。
1:00:50	はい。現在です。我々の方でも確認して、今述べてるのは、建物の中 に入らないってことだけなので、屋外の設備に対してどうだっていうこと は、足りてないということを確認しますんでそちらも、
1:01:04	ちゃんと追記したものを提出させていただきたいと思います。以上で す。
1:01:13	規制庁百田です。ことを関連して今の 63 ページ目のところ、
1:01:18	生まれてちょっといろいろ、
1:01:21	直すところがあると思うんですが、これらは全部砂川も、
1:01:25	記載していることですので、MOXの補正にも、やはり間に合わせる必 要があると思いますので、この辺の時間軸を意識しながら、
1:01:36	三つの方法、打ち合わせ、お願いします。
1:01:44	はい、与儀石田でございます。はい。展開の仕方は合わせた上で、
1:01:50	記載を見直したいと思います。
1:01:52	一応
1:01:56	考え、それなりに足りなかったかもしれません。考えた許可との流れも 踏まえた上で、展開をしたというつもりでいたんですけど足りなかった んです。
1:02:07	先ほど別紙 1 の流れからいうと、塩崎ちゃんと説明しております。7、 右下 7 ページのところ 2.6 名 1.7. 15.2、水防対象設備を抽出するた めの方針というのがあって、
1:02:22	許可のときに、じゃあ保護対象は安重からやります。でも、まあ明らか とは書いてないですけど以下の設備は、影響評価の対象として抽出しな いという防護対象設備の選定の中で、
1:02:35	この辺をうたっていたのもあったので、5 号対象設備が別紙 4-2、これ を添付書類で展開する事項としてつけようかなと思って書きましたとい うのがもともとの考え方です。
1:02:47	とはいえ、別紙 4-2、つなげるための別紙 4 の記載が今、基本設計方針 をそのまま貼った上で、中途半端に追加してしまったので、流れがない と。

1:02:58	いうところありますのでその辺はケアをした上で提示展開できると思ってました。以上です。
1:03:06	はい。支社長よろしく申し上げます。
1:03:10	第1回申請で臨まれちゃったとか、その辺の話も踏まえて、
1:03:17	この間は、
1:03:19	だという認識なんです。他何かあります。もしよろしければ、基本設計方針から少し確認させていただきたいんですが、
1:03:31	特にないようでしたら、別紙1からちょっと順番に、MOX側とも関係するようなことで、
1:03:38	確認したいことがありますので、少し確認させていただきます。
1:03:42	まず、別紙1、基本設計方針としては最初三戸の再処理科目との違いっていうのは、大きくはプールの配慮ぐらい。
1:03:52	っていうのは、設備として止水版1課を設置して、長官、統括川添での
1:04:02	撮影の方針に沿っていて、実施されるという、そういうことをまとめられていると。
1:04:08	いう三つなんです、まずその認識で合ってますでしょうか。
1:04:15	日本原燃篠崎です。はい。評価方法とかですねそういったものは、最終ボックスとうちはございません。
1:04:23	小沢一井通りプールとか、プールのスロッシング等は最初のAとBのところでございますので、そういう琴浦、最終的、
1:04:31	いう形になってます。
1:04:33	その上でですね、
1:04:37	そのGoogleに対する考え方なんかは、全部ここちょっと一部、
1:04:43	気になるところがありまして例えばちょっと浅部の方でもさ、申し訳ないんですが、31ページね。
1:04:49	うん。
1:04:58	発電炉の方で、2段落目、使用済み燃料プールの水位及びポンプの関心、必要な設備はいるところがあって、
1:05:07	これは最初にありますっていうような、
1:05:10	最後に書いてないっていう整理なんです、
1:05:14	この辺でどういう整理になっているんでしょう。
1:05:32	少々お待ちください。
1:05:45	江藤2本目の磯崎です。
1:05:47	使用済み燃料プールの水位及び温度の監視に必要な設備というのは、日本原燃側これこれ自体を範疇設備として、
1:05:57	スズキでございまして、これ岩盤実績と同様ですね。

1:06:02	透水評価とかをやって参りますので、ここで特に拡大する必要はない。
1:06:10	記載はしてございません。
1:06:12	以上です。
1:06:14	青木社長が言ってもいいよ、今おっしゃったんですが、単純に書かないっていう。
1:06:23	いろんな、
1:06:24	整理ってあったんです。
1:06:34	表現の所だけです。
1:06:36	他の安全設備同様、没水に対して機能喪失しないといった設計とする。
1:06:43	してございます。ここだけ特に福田氏する必要がないかなということで、
1:06:48	S Iセンサーを変えていないということで、数の面で問題ないんですがそういう理由で削除したものです。
1:06:55	うん。はい、わかりました。でしたらその備考のところ、結局間違えていうんですしたら次のところを中心に、
1:07:03	確認した結果というところが出てきたということもあって、
1:07:07	それにこのコロプラが設定を行っていただけると。
1:07:11	ぶつかります。
1:07:16	山下です。
1:07:19	すいません、補足です。ちょっと、
1:07:22	しっかりと聞き取ってなかったので申し訳ないんですけど。
1:07:26	期、
1:07:28	実用炉と何が違うんだっていうところをもう一度説明いただけます。
1:07:39	はい。日本原燃篠崎でございます。
1:07:43	この監視に必要な設備、
1:07:46	というのは、
1:07:49	日本原燃では、これ安全設備でございまして、他の設備等は、すいません、規制庁置いといて、
1:08:00	単純に、プールの水位、温度監視ということについて実用と何が違って いるのか。
1:08:06	単純に違ってないと思ってますけど、
1:08:09	量が多い分、
1:08:11	どうなんだっていう、ただ、発熱量少ないんですけどねっていうのはある と思うんですけど、そういうのを踏まえながらどう、どういう位置付け の違いがあると思っているのか。

1:08:21	授業でもそんなに重要度っていう場合もないんですけど、実用炉が高くて最初は低いということですか。それがその理由が何ですかっていうところを説明いただけますか。
1:08:35	すいません。日本原燃岩谷でございます。布田さんのおっしゃる通りですね、いすゞを対象設備ということは、使用済み燃料プールの水位観測に関しては、
1:08:50	どうも一緒ですし、こちらも最初に饅頭ですので、おっしゃった通り別紙1から4の流れということ考えたときに、比較としてここにはないというのはちょっと予算があるねという話も今こちらで、
1:09:05	出ますので、記載する方向で考えた方が良くかなと今思いました。
1:09:11	以上です。
1:09:16	はい。規制庁加来です。
1:09:18	今お話しいただいたように、もう少しその安全だから云々という帳面づらだけじゃなくて、
1:09:25	主旨ってというか、物の意味合いっていうのをよく考えて、最初に照らし合わせて、しっかりと考えて、それは日本のところでですね、表現いただきたい。
1:09:37	いうところだと思います。書かれるのであればそれでそんなに大きく問題ないんですけど、書類の全体的な構成というのは触れないってところは、医師、注意していただきたいと思います。以上です。大橋さんか大賀さん。
1:09:53	規制庁、ありがとうございます。続きまして8ページ名の、
1:09:58	まず、とか本文の、
1:10:02	ところが、どっかの記載と違って、そのためというところ、ここで抱えられていて、これは
1:10:11	何か意図したことがあったというか、
1:10:14	ただ、こっち、
1:10:28	西崎です。当然許可の方、修正したことはございません。誤記でございます。
1:10:34	規制庁大そうだと思います。で、
1:10:37	そこは適切に直していただくとして、基本設計方針の対象となる
1:10:43	下から二つ目の段落のところを、最後のまた書きのところです。
1:10:48	これがちょっともつつつとか整備が違って、
1:10:52	記載している内容が最初にどこまで細かく書いているということもあって、

1:10:57	MOXは3段落目の前段に、その4段落目のまた書きにしたようなものが、
1:11:04	入ってあって、そういうことを、
1:11:07	確認するために、評価するっていうようなまとめ方やっていてちょっと牧草少し整理の仕方が違うような、
1:11:15	感じを受けたんですが、
1:11:17	結構分としても複雑なプランとかそういう意図なんですよ。
1:11:28	入園者ございます。収支会議を大戸さんおっしゃっていただいて、設計基準事故だけじゃなくてこちら側の利益、要は利益じゃない、以下、2ページの異常な過渡変化も入りますので全体的に
1:11:42	文章が長くなるということも含めてですね、ちょっと整理をさしていただいたところでした。以上です。
1:11:49	はい、わかりました。規制庁です。
1:11:52	15番目なんですが、ここ、
1:11:58	中国での説明の基本設計方針二、三百名で、
1:12:02	藤さん。
1:12:04	うん。
1:12:05	下から4行目からその他から始まる場所の消火設備ではないかっていうものは、これは、
1:12:15	何を示しているんでしょう。
1:12:18	自主的設備で会議するものということなんです。
1:12:26	日本原燃首藤だけでございます。消防所、消火設備でないものに整理されるんですが、小水口連結散水設備もございますので、
1:12:37	これも当然湿原として設定する。
1:12:40	消火設備ではないが、上の二つですね、が消火設備であるこういうところを対象にしますに対して、
1:12:47	消火設備ではないんだけどこれもAと設定しますと、つなげるために、
1:12:53	はい、規制庁です。ありました。ちなみにですね、これはボックスの上で分かれていっている認識なんですが、その辺は問題ないということですよ。
1:13:04	乳井西田でございます。ちょっと確認しますけどもともと消火設備の中に連系散水も確か入れている所構築されてその他という文章じゃなくて、
1:13:14	内部文書に全部包絡された形で書いていたというのがMOXの形だと思ってます。それが許可のペインを展開して書いた

1:13:24	最後は作ったということで他の消火設備等を外して、一步下がった形で連携賛成があってっていう許可の添 6 の記載を展開して今の文章の違いが生じているとっております。以上です。
1:13:38	はい、規制庁がですね、繋がって 15 のその他の面接あって、同じということで理解しました。はい。
1:13:50	42 ページ目の、
1:13:53	緊急遮断弁の設置箇所っていう括弧高温の話で、
1:14:00	括弧 5 問、1 行目、家庭内または製薬間に設置するというふうに、
1:14:08	書いてあって、もともとそうなるところなんです、
1:14:13	MO X 側の
1:14:15	エネルギー管理建屋から、
1:14:18	もう、
1:14:19	この稲見緊急遮断弁を設置する。
1:14:22	のではない、なかったでしたっけっていうことはできないんでしょう。
1:14:29	PM だけじゃない。
1:14:30	はい。
1:14:32	はい、西田でございます。もう 1 回
1:14:35	燃料加工建屋側の中に入ってから、緊急遮断弁をつけて止めるという形で設計してました。
1:14:42	これその辺の違いで、小松さん、済まさができるとしております。以上です。
1:14:48	はい。政調会長、これはそれぞれ適切に表現されていて最終的に終わったという、
1:14:55	桂さん、どうぞとかにも設置されているから、これ記載のあるありますということ。
1:15:02	理解します。
1:15:04	5 月 43 ページ目をちょっと結なもんなんです、
1:15:10	一番最後の点。
1:15:12	運用一斉緩和設備を課すところが、
1:15:18	本日で申し上げます。
1:15:20	菅。
1:15:22	別紙 6、
1:15:24	4 ページ目。
1:15:32	言われる、その個別のご説明、
1:15:37	一番最後、
1:15:38	水井ゴム設備については、ちょっとここは、



1:15:42	別紙 6 の議論なのですが、第 1 回申請範囲示していないところで、これは設備投資上の話なので、
1:15:54	前半と同じく、大改革ではないかと特にブスバー、宇井遂行設備、す でにもう、
1:16:03	(1) が来てますので、これは記載されるんじゃないかなと思うん ですが、
1:16:08	その辺の整理いかがですか。
1:16:10	はい。乳井西田でございます。はい。すみません。大変失礼いたしまし た。教育的な
1:16:16	維持管理のための更新になりますので、第 1 回の対象でいうと、右側第 1 回申請範囲外に記載をしないといけない項目だと思います。
1:16:26	ボクサーを会場にも併せて記載を修正をする。
1:16:30	考えると思います。以上です。
1:16:33	はい、規制庁からです。よろしくお願ひします。
1:16:36	43 ページ目につきまして、基本設計方針が 6 名に、クルーの 1 チームの
1:16:44	話がありまして、で、この止水版及び負担は、地震や火災荷重や必要条 件に対してっていう
1:16:53	ところなのですが、ここは好みつつう。
1:16:57	だけで大丈夫やつなげると、結構曖昧な表現になってるのかなと思っ たんですが、
1:17:05	どうもこの三つだけということです。
1:17:16	日本原燃磯崎です。
1:17:20	工場設備の地震火災荷重環境条件の三つ。
1:17:24	ます。
1:17:25	はい。成長がちょっと国語的な問題かもしれない。いや、繋ぎんではな くて、点及び他、少し明確に、
1:17:33	していただければと思います。
1:17:37	藤。
1:17:38	C C 関係は以上です。
1:17:42	宇田エクセロンから、喜納ほか等々あります。
1:17:48	規制庁高坂です。ちょっと先ほどの降水との関係で、
1:17:57	公募対象設備、評価対象設備云々というところをお話ししていて、最 後、
1:18:04	石田さんから、
1:18:05	別紙 G 等の整理、D っていうのも少し話されたので、ちょっと見見渡し ていたんですけど、

1:18:14	それで言うと、一番最初の評価のところは、
1:18:19	どうなんだっていうことを言いましたけど、方針でいうとそのあと2、 没水被水っていうところでそれぞれ評価を書いていてそこで対応されて ると。
1:18:30	いうことだと思います。で、評価のところは、評価というか、いつP O S、没水被水といったところでは、
1:18:40	評価に合わせて、設計保守をもって、
1:18:44	いうことからすると、その部分で評価範囲がどうでとかっていうような 話を言うのは、
1:18:53	本当であれば、
1:18:55	いけばいいのかな、変に先出ようとするから、そのの、
1:19:01	考慮事項がどうこうという、言わなくちゃいけなくてってなると、何か 全国進めるということになってるんじゃないかというふうに思いまし た。それで、
1:19:11	特に溢水、被水についてなんですけど先ほどの話だと、防水処置の話が メインであったんですが、
1:19:22	被水の設計方針どうなってるかっていうとあまりそこが触れられていな くて、護岸の設置という、
1:19:32	本当で、
1:19:34	代表されている。
1:19:37	いう形なんですけど。
1:19:39	一体それは何でだったかっていうのをちょっと改めて説明いただけま す。
1:19:58	そもそも、ちょっと当面合致してるんでしょうか。
1:20:05	やはり規制序プラスちょっとページ数言わなくて申し訳ありませんでし た。通し25ページ。
1:20:10	からが市政に関する評価、設計講師。
1:20:16	ということで、まずは、4ページは評価値は0。
1:20:22	Dたと過ぎて、
1:20:25	きて、
1:20:28	27ページから、
1:20:31	もし、
1:20:32	法務設計をし、
1:20:34	というような形になっているんですけど、先ほどの評価のところから報告 1、
1:20:40	Pという形になっています。で、特に気になったのは、

1:20:49	等、
1:20:52	26 ページですかね。
1:20:55	すいません、20、
1:21:01	25 ページ。
1:21:02	のところに、具体的には書いてあって、こういうようなものは、
1:21:08	ハッチング、添付 6 のところのハッチングがかかっているところに具体的には、有井、ここでこういうものは、
1:21:19	昨日直すればないんですよというふうに言われていて、その中が
1:21:25	(エ) が目的にすると。
1:21:29	核にが一被水途中こうしてるっていうこと。
1:21:34	ということなので、ここら辺の話が先ほども触れられてて、屋内設備、
1:21:40	これすると思ってるんですけど、
1:21:44	これが、
1:21:47	読み込みきれないところで、これをじゃあいつどこで説明するんだっていう、
1:21:53	のお考えということになろうかなと思います。これ志賀た 2 ということで添付に落とすことだと思うんですけど、そこら辺の考え方なあ言うてお聞きします。
1:22:15	照合してください。
1:22:36	日本原燃茅根でございます。ちょっと整理が適切だったかどうかという考え方ですけども、
1:22:42	許可の添 6 のところにありますようにすみません、25 ページが、今年、
1:22:48	2025 ページになりますが、
1:22:51	具体的にはというところで、
1:22:54	1 成果を満足していれば、岩石の損なう恐れはないという形で要するに評価で、
1:23:02	これを起こすというような、
1:23:05	考えがあったので、
1:23:07	全部償還を 2 割飛ばしてしまう。
1:23:11	ということだと思う。全然ずれができ、答えになってないのはわかっているんですが、
1:23:15	それで 1 時間、
1:23:21	この福島におけるユーザーですということで、こちら評価の具体お話す時に、その中で、セトガワで記載するというふうなことを考えていたというのがお答えになります。以上です。

1:23:35	はい。規制庁奥田です。今の説明でいうとこれは評価の中身そのものだということで、これは評価対象外にするという意味ではないんです。
1:23:46	日本エリアです。東ソーの藤狩野、今おっしゃっていただいた通りです。
1:23:52	はい。補足です。今回、このソフトを落とした理由はわかりました。一方で、先ほど言ったように、ここにも、お礼の趣旨を超えるような設計なので、
1:24:04	すみませんが、評価対象外にするということであれば、
1:24:10	この記載との関係も踏まえて、除外することを書いた方がいいかな。
1:24:17	書くのであれば、そのあたり、
1:24:20	基本設計方針のところに対応する、添付の
1:24:24	-1の場所ということなのではないかなと思いますので先ほど全体構成考えて整理する。
1:24:31	話をしましたので、参考に考えていただければと思います。それで、この今の場所はそれでいいんですけど、その視点が
1:24:42	防護設計、
1:24:44	にどうなってるんだというと、
1:24:53	通し 27 ページのところあまり漠としか書いていなくて、
1:24:59	さらにその先も学としか書いていないが続いてます。通し 28 ページのハッチングの部分には、
1:25:11	保護等級の話があって、
1:25:13	いうところがありますけど、これもマッチングさっき、
1:25:20	この関係で、
1:25:23	方向性形のバックとしたってところを見ようとすると、5番、
1:25:30	の設置等になっている。
1:25:32	ということで、一応今の整理でいうと頭の中でそういったことが含まれますっていうふうに思えばいいですか。
1:25:41	日本ユニシスだけです基盤整備はそうなります。
1:25:48	はい。これは当然なんでよかったのかなあっていうところと、添付でも許可の添付でも書いてるじゃないかっていうレベル。
1:25:57	言葉が表し切れてるのかっていうことですが、こうやって、後ろの方だと、これは舞台に、
1:26:05	添付の最初の枝番 1 で、構成が書かれてるかっていうところアセスです。
1:26:27	姫路署でございます。まずですね、この被水の基本設計方針を作るにあたって、許可の添 6 とかを見ながら、構成も含めて、

1:26:39	展開をしようということで考えてました。おっしゃっていただいたようにまず被水の影響を受けて、安全機能を損なう恐れがあるというモード。
1:26:51	お客さんになりますけど打ち消す形で具体的にはとって、許可の添6にはこういうものがあれば、
1:26:58	被水に対して安全機能を損なわないと言えますよと言っていますと、確かにCOCOコードの話がこと、
1:27:09	先ほどおっしゃっていただいた対策とダブルで書いてあって、どう、どう書いたらよりわかりやすくなるかなということいろいろこねくりまわした結果、具体的なこと言わないようになっちゃったんですけど、
1:27:20	こういう場合は安全機能を損なわないというところにほぼ構造があっかつ対策として、行動したら、機能、機能としては影響評価としてあまりですよ。
1:27:31	ダブルで出てくると、最初に言ったことを後で言ったらどういう関係なんだってというのは言ってぐちゃぐちゃするなというののもあって、消したりしたんですけどおっしゃっていただいた通りまずここで、
1:27:41	被水に対する設計上の考慮という意味で、まず影響評価の中で、ほぼ構造があれば、機能が損なわれませんよということを用。
1:27:52	かつ対策でもその話を持ち出してということを書いておけば、後で出てくる。屋外の設備が、広告主って言えば、コースに対して考えてる工場構造を持っているので機能喪失しませんよ、明らかにしませんよということのリンクも含めて、
1:28:10	それぞれ文章としては、本文添付含めて、相互関係が出て、実を取りやすいかなという気はします。そこも含めてちょっと全体の構成先ほど、
1:28:20	文章を考えたときのそこも含めて、全体構成も含めてどう展開するかを一度検討させていただきたいということでした。以上です。
1:28:30	はい。わかりました非常に大事なはずだと思うんで、丸めずに、何らか書き下す必要はないですけど、要望としてしっかりと入れ込むってことの方が、今、志田さん言われたように、
1:28:44	防水関係含めて整理しやすいんだろうなと思いますのでよろしくお願ひします。以上です。
1:28:56	正当化ですとかとか、今の、特にないようですが、別紙を少しだけ、
1:29:07	させていただきます。別所に関しては今回の
1:29:12	第1回申請として、目視ホンザイってというのは先ほど丸野
1:29:17	僕の施設が出るという意味もあって、1-1の津波の設備選定まで、追加されて記載されていると、そういう認識ですが、

1:29:30	岡山が目立った違い効果、そういったものはありますでしょうか。
1:29:41	日本原燃篠崎です。主立ったところは今おっしゃられた通りです。
1:29:46	第1節です。わかりました。で、
1:29:50	もう幾つかその目標向けに伝えていたようなところも含め、
1:29:55	少し確認させていただきます 115 ページ目の、
1:30:00	添付書類のところの、
1:30:03	2 行目から 3 行目。
1:30:05	溢水防護区画においてっていうこの、
1:30:09	とすることに対して、二つないように、
1:30:13	見えるんですが、結局関わりについても、その評価の対象とするようなものが多数あるので、その原点でない方が、
1:30:21	いただいたというコメントをしていたと思うんですが、
1:30:25	ほぼはどうでしょうか。
1:30:36	久松。
1:30:43	本間です。
1:30:56	はい、上西でございます。以前、確かにこの 1 号区画においてという表現が、いろんな評価の見直しを含めて考えなきゃいけない対象として適切なのか、範囲を狭めじゃないかと。
1:31:10	いう話があったのをしていますで、結果としてですねちょっと文書を出したり今見ても、この伊勢アボ学においてがどこにかかっているかが今ひとつ、すいません作った側としてはどうもですね。
1:31:23	各設備の追加改造もしくは撤去または資材の落ち込みゆ、一応体滞留面積等まで全部囲って、
1:31:33	これを溢水防護区画においてということにかけているというつもり内容なんです、
1:31:38	文章読んでもそうは見えないんですね。
1:31:40	ということでちょっと溢水防護区画においてという言葉が適切なのかも含めて楠田も含めて、入れ場所も考えて、再考したいと思います。以上です。
1:31:52	はい。瀬戸さん、まだ検討の余地を持っているので、その辺を検討していただければと思います。
1:32:00	一つ 121 ページ目。
1:32:02	ここは、壁の止水そっちの話で、
1:32:08	かつ一つの葛西相場清の話で、報告書は、
1:32:13	移設にそんな時に使うかっていうことがわかるようになっていましてちょっと、

1:32:18	時間的なロスかもしれません。かもしれませんが、奥津の方に記載が適切でしょう。先週いただければ、
1:32:26	思います具体的なこういうときに、
1:32:32	刀禰。
1:32:33	何か線を許さない。
1:32:36	止水措置をするかっていうことが具体的に書かれていますので、ここはもう最初にいただければと思う。
1:32:43	日本原燃信夫です。そこを認識してございまして、と同じような表記が同じようなというか同じ表現に修正することとしております。
1:32:52	はい、齊藤加賀です。わかりました。で、投資、
1:32:56	言ったんですが、198 ページ目。
1:33:04	等も、
1:33:06	飛田委員。
1:33:08	だからもう、評価対象のたっただにわからないもの。
1:33:13	の具体的な説明っていう、こういうふうに説明していくのかなというところが、まずちょっと掴み切れてい。
1:33:20	ないんですがこの、
1:33:22	96 ページ目の 4 行目ぐらいに 1.2 にある。
1:33:27	これ、この補足利水 0 っていうものを、198 ページ目の一番最後であって、今回触れられている石津のみ、
1:33:36	この二つの間っていうのは、
1:33:39	主に、
1:33:40	進めて、
1:33:42	異なるでしょ。
1:33:48	ろう日本エヌ千野だけで、
1:33:50	はい。
1:33:52	100 回。
1:33:55	よろしく。1. に溢水を対象設備の選定についてという、この補足説明資料は、
1:34:02	先ほどから議論ありましたので、ちょっと中身直さなきゃいけないかもしれませんが、最初に言いますと (1) から (4) 、評価対象外とする。
1:34:12	項目に、
1:34:14	考え方に合致して、影響評価対象外としたものの設備がずらっと並ぶリストをつけるようにしてございます。
1:34:23	二階三階と衛藤。
1:34:25	申請対象に合わせて、確認して、実をつけるのが、もう 1 個の資料。

1:34:32	っす。
1:34:34	はい、規制庁かですね、今回、第1回だけイズミット徳田氏して、
1:34:40	えっとは言った理由がちょっとわからないんですが、
1:34:44	ワーです。
1:34:48	はい。二本柳でございます。102019で特殊なんですけど第1回鉄道に申請のという、第1回オリジナルの補足説明資料になってございまして、
1:35:00	これまで
1:35:01	工藤で101、
1:35:04	今の形になるまでのいろんな議論を踏まえまして、
1:35:07	分割申請をするにあたって、
1:35:12	第2回の設備、
1:35:14	そこだけを、3日するにあたってまず全体像を示した上で、
1:35:18	表、すいません、年超過とかですね。
1:35:21	対策の全体像を示した上で、そのうちのところを説明申請しているもので、この説明をすれば認可いただけるんでしょうか。そういった、
1:35:30	第1ページの資料になってございます。
1:35:34	同じように、
1:35:36	最初にもですね、今回安全的整備冷却塔にちょっと着目しまして、
1:35:41	全体の
1:35:44	いろいろ修正しなきゃいけないと思いますけれども、
1:35:47	全体を示した上で、屋外設備の考え方で、今回、具体的に申請します。生活水、冷却塔の概略評価を示した上で、
1:35:57	それに達するので、評価対象ができますねというデータを盛り込んだのが、
1:36:02	この102の資料で実現しようと思いました。
1:36:05	当然第2回3回、安定給水冷却等も評価対象外の説明になりますので、この1ポツ2のリストには安全レベルT冷却塔というのは、次回以降、水野っていきます。
1:36:20	以上です。
1:36:21	はい、そうです。ちょっと何となくわかったとはいえ、別々の資料で同じ目的があって、ボックスは部屋、
1:36:32	あったので、設備選定のところに、
1:36:36	小野瀬添付書面がないってところもあって、不足いただいたところもあったんですが、冷却塔は設備運転、入ってくる。
1:36:47	あって、そう、存じていくところっていうのは、ちょっと、



1:36:56	なぜ別にしてるのかっていう話があったんですが、これ目的は李大志さん。
1:37:02	卜部理事。
1:37:03	今後線を見直すと。
1:37:06	した方がいい、いいかもしれませんのでひとつ結構お願いします。日本原燃篠崎です。確かにおっしゃる通り、1 交通にどうこれはない方がいいのかなというふうに思いました、例えば今回第 1 回のところでは、1.2 の別冊にするとかですね。
1:37:24	ちょっとこの補足説明資料の、
1:37:27	何か整理の仕方についてちょっとご相談させてください。検討させていただきます。
1:37:34	はい。規制庁多田です。わかりました。私から以上なんですが、規制庁から 0001 か。
1:37:43	三井 02 とか含め、再処理の医師に関して何かありますでしょうか。
1:37:54	お持ちないようでしたら、僕数を言っていて、
1:38:02	はい。油井西原でございます。10146 ということで、7 月 26 日させていただきました。内容としては、
1:38:12	第 1 回の対象ということを明確にということ搭載し、今の申請書の文章を展開してと言いながら、若干ながらちょっと時間、
1:38:22	脳差が増えてかいいできてない部分もあるとは思いますが、何、そのときの最新版に合わせてという形で整理をさせていただいたと、いうことでございます。
1:38:33	あと先ほど最初にいろいろやった、右下 20 ページ以降、2121 ページですね、中身については先ほど最初にいただきましたコメントも踏まえて、再度修正をしたいと思います。
1:38:48	はい。あとは前回のように踏まえて、22 ページ、23 ページの設備の名称書いてますけど、これだけでは何が 1 世紀の間がわからない。いいものについては、括弧書きで中に入っているものを書かせていただいたと。
1:39:02	いうことでございます。はい。
1:39:05	説明はすいません簡単ですが以上になります。
1:39:08	はい、清当間です。まずですね、
1:39:12	1 月 5 日に受理した補正書でもう、
1:39:15	定年分、
1:39:17	説明資料にある赤い交換加算、
1:39:21	しっかり申請書の中で明示するというふうに、

1:39:25	おっしゃっていたと思うんですが、
1:39:28	実際の成長は困ってなかったんですが、
1:39:32	その運営、認識であります。
1:39:37	はい、乳井石田でございます。はい。ちょっとこちらの手違いで申し訳ございませんでした。
1:39:44	右下 10 右下の横向きになってますけど 18 ページのですね、もともと図面で、マスキングになってますのでそれぞれ、四角のボックス TMS L プラスなんぼ書いてあるところの、
1:39:58	近くに丸が打ってあってそこに書いてある、TMS L を拡大するだけだったので、この詰めをと思っていたんですがおっしゃっていただいた通り開口部の高さということをちゃんと宣言するという意味で、
1:40:11	もともと右下 18 ページのように、施策で開口部高さで設置高さということを書いて、経営する記載数字を書いて書かさせていただいてました。
1:40:23	こういう形になるようにすいません修正をさせていただければと思っております。以上です。
1:40:31	はい、規制庁からです。次は忘れないでいただければと思いますしてしまって、
1:40:42	以前から
1:40:46	絶えずたようなその二つっていうものが登場してこないんですが、
1:40:52	これがないですかっていうようなことを、
1:40:54	伺っていたんですが、
1:40:57	その辺の整理っていうのは、こうなっています。
1:41:02	はい。ない外して、酸素をじゃあ入れて欲しいっていうのであれば、ちょっと切迫説明等、
1:41:10	圧迫設定の中でありませうけども、区画としては見てないっていう、
1:41:18	はい、三品でございます。すいません以前もやりました。
1:41:23	構成要素としては当然考えていながら、もう一斉区画なりの
1:41:28	評価をしなければいけない部位にですね、対象物として、遮へい以内ということで書いていなかったということでございます。実際は区画としてのそのエリアを設定するための、構造としては遮へい物は考え、
1:41:43	ということですので、そういうことも含めてわかるようにカタノ溢水量過剰を水が抜けるというか次に移動せよということを前提に考えますので、そういう評価の前提だったりエリアとしての区画として考えていたことがわかるように、
1:41:57	この記載を追加させていただきます。申し訳ございませんでした。

1:42:02	(1) 架空ところとかには出てきて、
1:42:08	のかな、そういう感じで、M a a S ちょっとあっちと同じような、
1:42:13	説明を受けましたので、そういうことを、
1:42:16	もれなく帰っていただければと思います。
1:42:20	本資料に関しては、最後なんですか、規制庁の確認。
1:42:26	結構あります。
1:42:31	ちょっと、特にないようでしたら、薬品なんですが、時間的に結構厳しくて、何か目が、説明であります。
1:42:43	日本原燃篠崎でございます。先ほど溢水のあれもらったご指摘を踏まえて、薬品にも展開することは適切に展開して参ります。
1:42:54	同じように薬品の今回ですね安全冷却水冷却とこちらもや振動影響評価の対象外にするという整理をしております。
1:43:04	その根拠をですね、1と同じように、
1:43:09	添付書類の2の方に書いているんですが、
1:43:13	どちらかというんですね、溢水との、
1:43:18	実際はですね先ほど言いましたように、屋外で、助手席1件と考えた上で、
1:43:25	没水と被水を前提とした設計結果ってのを使っておりますけども、
1:43:32	薬品の場合はですね、そもそもその設計上考慮すべき薬品が、屋外貯蔵されてございませんで、
1:43:39	またその薬品のタンクローリーとか、円盤車での運搬経路、受入箇所からも、その防護すべき設備等の距離が大きく離れてございますので、
1:43:49	そういった概略評価とそこまで行くまでもなくですね、
1:43:53	医薬品と接する恐れがないということで、薬品の影響評価対象外に整理できるんじゃないかなというふうに考えて、資料を作って参りました。
1:44:03	土肥長谷と言いながらですね、今、今日提示した資料、例えば、
1:44:09	100、
1:44:10	409ページになりますが、この一番下に、
1:44:15	檀だけで、概略評価で運転を確認したと書いてございますが、そういう
1:44:22	検討。
1:44:24	結果ですね。
1:44:25	先ほど申しましたように、もうはなから、接する恐れがないねって整理だけ。
1:44:31	こういった記載はちょっと今書いてございますけど、そうというふうに考えてございます。
1:44:37	はい。衛藤。

1:44:39	P C 薬品の土地代のそういったところで、もっと上段で薬品の方は、評価対象外に整理できるんじゃないかなというふうに今考えてるところでした。
1:44:49	はい、規制庁からです。その観点になりまして、特に書類もそうですし、補足なのが、
1:44:56	この評価のような、
1:45:00	ことを書いてきていてですね、委託費 01、
1:45:08	禁ずる一井の
1:45:17	論理展開ない概要増加とか書いてあって、まずその評価が何を強化してるのかわからんような、
1:45:27	以上でましてその評価の目的とかですねそういうものが、
1:45:31	わからなくて、そもそも許可が要らないという結論それがないっていうこと。
1:45:36	説明しなきゃいけない。
1:45:39	ところでしたので、ちょっとそこら辺、
1:45:41	もし、再検討いただきたいと、今おっしゃっていただきましたが、
1:45:47	再検討した方がいいんだろうと思ってます。はい。日本原燃の篠崎です。こちらの 102 と同様、そもそも何を
1:45:57	何を評価しよう、しなければいけないのか。
1:46:00	何を対象に、
1:46:01	役員動員を考えなきゃいけないとかそういったところが全部スッと受けてですね。
1:46:06	単純に距離があるというふうに書いてますので、ご指摘の通り、何しようかわからないと言われてその通りだと思いますので、ちょっと全面的に直させていただきます。以上です。
1:46:17	はい。議長。金市関係で、基本設計方針に関わるところで少しか確認したいんですが、
1:46:27	ちょっと目立つ薬品、特化したような書きぶりとして、7 ページ目の下の段落の下の方、7.2 の辺りとか、
1:46:39	あとは 12 ページ目の、ちょっと顕著な部分でいうと、11 ページ目の、
1:46:46	7. 32 のところとかですね、
1:46:50	本市としては余りに
1:46:52	詳細が決まりきったような、細かいことが結構書いてあってしまうと、
1:47:00	もうこれですってというような感じで、
1:47:02	書いてあってですね、これと本当に
1:47:06	方針にしてないのでしょうかというところで少し議論ですが、

1:47:11	その議論をこういう形にしたんでしょうか。
1:47:17	日本原燃磯部です。おっしゃられる通り、これまず、
1:47:22	設計情報です。薬品の中に設定するのか。ところが、入口の重要なところ。
1:47:27	うん。
1:47:29	一方で
1:47:32	この条文ではないんですが、1 審側でですね。
1:47:38	この基本設計方針は結論からの途中の検討段階みたいな、と表現は、
1:47:44	不要で、一応設計方針、
1:47:48	別の皆さんもあって非常に被災に遭ったところで、
1:47:52	あります。
1:47:53	ちょっとその上で今このように、
1:47:57	いろんな企業をまずは俎上に乗せた上で、
1:48:01	絞り込みを絞り込みというか、そういったものがアメリカのかといったような推移をやった上で、
1:48:09	設計情報ですね、これですよというのを
1:48:12	うん。
1:48:13	なるべく簡潔に書いたつもりでした。
1:48:20	はい。共稼ぎという指摘。
1:48:23	ちょっと基本的方針にそぐわないんじゃないかと言った方は、もう一度再考したいと思いますけども。
1:48:29	そういう考えで記載しています。
1:48:31	はい。清翔華です。持ってしまったばかりねここにリスクがちょっと高まるとかですね本質的じゃない変更に対して、
1:48:41	何かそういうのを、
1:48:44	同じ
1:48:47	日本からと思ひまして、かなり
1:48:50	ルーバーリットル以上の硝酸を含む溶液とか、
1:48:54	その辺はさすがに限定かけすぎだっという印象を持ちましたので、一方で、許可の方は店舗まで含め、
1:49:02	そこまでになってですね、やはり基本的方針として書くべきことを添付に落とし込むと。
1:49:10	補足で、その根拠を示す理論の
1:49:14	構成で考えると、ここはもう少し検討した方がいいかなと思います。医薬品は全体的にちょっとそういう傾向が、
1:49:23	ありましたので、また全体含めても検討いただければと思います。

1:49:30	日本原燃だけですちょっと上から下まで一旦済んで行ってみようと思います。ありがとうございます。
1:49:35	はい、ありがとうございます。あとちょっと大きいところがあって、10ページ目以降で、
1:49:46	法人の3番だと思う。
1:49:50	16ページの上、上のソフトウェアによる薬品の連で行い、発生するっていうのが、
1:50:00	これが、ここから先の、
1:50:03	段落で、かなりいろんなところについているんですが、
1:50:08	その辺だけ
1:50:10	もう、
1:50:10	話とか、道路の話とか、
1:50:13	特に、
1:50:16	不安でしっかりっていうようなことはないんですか。
1:50:19	C O R A減るから急にどうぞというのが
1:50:22	具体的に書かれてきて、それが何も繰り返されているような、
1:50:26	ちょっとなんです、この間も明示しなきゃいけないような、っていうのは、
1:50:31	日本原燃篠崎です。すいませんこども、ご議論させていただきたいと思ったポイントの一つでした。
1:50:39	右下16ページの真ん中の方に局からの変更点といった吹き出しの中に書いてるんですが、許可ではですね、
1:50:47	一つ7月16、ポツポツ5ということで、
1:50:50	わざわざその道内で発生する化学薬品の漏えいっていうのをお出しして、書いてございます。ただですね、道路だろうが、先ほどおっしゃったように建屋内だろうが、
1:51:03	薬品の漏えいの想定とか評価とかですね、変わるものではございませんので、今回設工認の段におきまして、そのストーリー展開から、この増道内で、
1:51:15	発生する額薬品の漏えい率の特に特出してですね。
1:51:18	衛藤。
1:51:20	生涯に、醤油を、そのコーナーにですね、組み込ませるっていうそういう記載してございます。
1:51:26	一方でちょっと許可労働っていうのをイメージ書いてますので、
1:51:30	許可整合というわけではないんですけれども、道内で発生する薬品の上にも適用すると、いちいちくどくえと今のバージョンでは書いているん

	ですけれども、これは消したいなと思ってるところでちょっとご相談をさせてもらいたいポイントでした。
1:51:46	はい、光岡です。
1:51:48	それです。5月初め限定してるのであれば、そもそもやっぱり漏れなく書く必要があるんですが、そういう形成をしてこなかった。
1:51:58	中で、中にこんな話が出てくる方が、今はちょっと違和感があって、やっぱりおっしゃっていただいた通り、本対策としては変わらないと思いますので、
1:52:10	そこをちゃんと添付でしっかりどこまで、
1:52:13	検討するっていうことがし、わかるようになっていけば、それでいいのかなという感じでした。集まって、
1:52:20	そして、
1:52:21	話し合う。はい。
1:52:24	考え終わります。
1:52:29	井関規制庁コサクです。ちょっと確認なんですけど、そんな時、屋内屋外とか、どっか和気とか書いてあったりします。
1:52:44	日本原燃篠崎でございます。屋外はですね、右下 17 ページ、その他の化学薬品の漏えいも、
1:52:54	自然現象、
1:52:57	その発生時計画伴う外部薬品の漏えいというところで、
1:53:02	あ、失礼しました。じゃない。
1:53:18	すいません所長ました。
1:53:33	確か、
1:53:37	日本言質だけです。失礼しました。全然参照する以上は、
1:53:42	右下 29 ページですね。
1:53:48	これより、7 ポツ 8 で描く薬品防護建屋外でというのがございました。
1:53:53	その上は、全部建屋内ということでここで内外に区分けをして、
1:54:00	薬品の漏えい評価と交付設計方針との間で、
1:54:06	規制庁コサクです。
1:54:09	今言われた通し 29 ページの 7 ポツ H a t c h わあ、深いっていう書かれてますけど、
1:54:15	それまでが屋内だということ等がないってというのが、若干わかりにくいのかなと思う。
1:54:24	出まして、

1:54:26	本当にそのぐらいに限定していいのかどうかも含めてあるんですけど、その屋内と最初に言うところ2、屋内で言っても、もう建屋内だけじゃなくて堂々も含みますとかって書けば、
1:54:38	対象範囲を明確になるかなと思ったんですけど、いかがですか。
1:54:51	はい日本円いただいてございます。7、
1:54:55	右下ページ、19 ページ7 ポツ7 に、
1:54:59	建屋内で発生するといった方がございますので、
1:55:02	そこにちょっと道路も含まれるといったところを書いた上で、
1:55:08	大賀さんおっしゃられた措置、ちょっと違和感ある、いちいち道路内も一緒ですよっていうのを削除させていただきたいと思います。
1:55:21	はいわかりました。
1:55:25	です。はい。ちょっとコメントとかお願いという形でしょう。
1:55:32	で、今、
1:55:35	間違いもないということで避難所される書かれているんですが、
1:55:40	やはり溢水確認っていうのが結構かつ薬品が合理的に確認できるのかなと、作成する方も、
1:55:49	やりやすいのかなと思ひまして、C4 の方も、溢水の今の状況、最初の溢水の状況っていうのを横並びで整理していただきたいんですが、
1:56:01	とてもそれお願いです。
1:56:04	日本原燃篠田でございます。別紙1と同様ですね、ちょっと別紙4も、
1:56:10	石津駒田であって、
1:56:13	ございますので、比較対照できるような見せ方をし、ベースを追記し追加しようと思います。
1:56:21	はい。規制庁佐田です。すみませんよろしくお願ひしますと、私、医薬品に関して規定してもらってからコメントありますでしょうか。
1:56:32	規制庁土佐です。最初の方の話になりますけど、薬品漏えいの対象の具体を書いていたところの話とかで、そもそも、
1:56:46	溢水とかを踏まえてもそんなに具体は書いていないということで、考えるポイントをしっかりと書き込むということなんだと。
1:56:54	です。さらにですね、この辺りは再一斉の最初の方にも吉原さん言われたんですけど、今後許可で今議論してる、有毒ガスの対応から、
1:57:07	薬品漏えいも影響を受けるとかってまして、
1:57:10	というのは、有毒ガスの入口として薬品の射場
1:57:16	なんで、そこのあたりからしてもですね、あまり変に限定をかけると修正が必要になってきちゃうようなこともあると思うんですよ。そこら辺十分注意して検討いただければ



1:57:27	以上です。
1:57:29	そうしましてありがとうございます。
1:57:38	延長シミズほかに規制庁側からございますでしょうか。
1:57:45	もうそれだけで考えてまとめて振り返りの方、お願いします。
1:57:57	はい。日本原燃篠崎でございます。
1:58:00	いろいろ細かいところをいただきましたけども、これは説明させていただくとして、大きいところですね。
1:58:08	溢水、平均溢水影響評価の対象外とする。
1:58:15	(1) から (4) 項目ございますけども、そもそも
1:58:21	現物の書き方として、この前提にしたら 4、
1:58:25	どういふもので、どういふ対応ができるのかといった考え方をまず書いた上で、今回申請の第 3、
1:58:34	(3) ですね。
1:58:35	体制図凍結といったところ。
1:58:38	オオハシ展開させていただき、
1:58:40	その進め方についても、ちょっと薄いということで、そこは、
1:58:46	適切な倉持角。
1:58:49	あと特に屋外という観点では、外部と市の降水ですね、こちらとの関係もございますので、
1:58:58	そちらの整理もした上で、こちらに安全であればそちらにうまく加わる
1:59:05	全く逆もしかりかもしれませんけれど、そういったところも含めて、改めて整理して参ります。
1:59:11	そうした時に添付書類 1 の方もですね、
1:59:14	今の記載の場所とか、
1:59:19	選定と、
1:59:21	評価対象外っていうのがちょっとごっちゃになってございますので、そういうところも定義して書かさせていただきます。
1:59:27	同じように被水ですね、水という観点でも、屋内設備の被水といったところと、
1:59:33	今年目標についてたところを整理した上で、うまくリンケージを買って、全体として数字が、
1:59:41	直していく。
1:59:43	溢水ゼロ。
1:59:46	新居です。
1:59:47	につきましては、今

1:59:50	遠藤といったところに一体評価対象盛り込むんですが、そのデータとしてですね、
1:59:57	まず、それを見ればいいといったような説明が全然足りてございませんので、そういったところ、
2:00:04	他の自然災害ですねこういった不具合の1水源として想定するというところで、いろんな方法とか森林火災とかありましたけれども、
2:00:13	ここの記載の、
2:00:18	ええ。
2:00:20	また
2:00:22	屋外タンクとかそういったところにMOXと再処理でちょっと1次元の
2:00:27	取り方同じ3個選んでない。
2:00:36	はい。あとは、共通シリーズで別紙1とかね。
2:00:40	能登。
2:00:41	比較といったところで、
2:00:51	はい。スロッシングを振るうの前にある関節、
2:00:55	そういった対
2:00:57	答案中だから、単純に外したんですけれども、そもそもそういう趣旨で、これ書いてない。
2:01:03	ちょっと飛んで帰る実施踏まえて、
2:01:11	あとは、補足説明資料の構成で、1.2、
2:01:17	評価対象外のリストプランの元コード説明資料と、
2:01:21	今回の倉橋第1編らしい、考えてイチゼロに行ったところ、
2:01:26	これちょっとバラバラにするのは、
2:01:31	接触して、
2:01:32	という考え方をするかってのは、
2:01:40	はい。
2:01:41	次は、以上。
2:01:43	天野。
2:01:46	医薬品は、
2:01:47	まず、
2:01:51	設計上考慮すべき薬品の選定とか、考え方ですね。
2:01:54	ここがですね、ちょっと細かすぎると、
2:01:57	その他の影響も踏まえて、
2:02:00	基本設計方針として何を書くべきか整理をさせていただきましたので、
2:02:06	存知ように、戸谷近所全体的に任せているところがあるのご説明いただきましたので、一通りちょっと、

2:02:16	あと東郷に特化した記載ですね、こういったところは、
2:02:18	いろいろご意見、アドバイスいただきますので、
2:02:24	ストアの薬品 01 のご説明します。
2:02:28	いろいろ、小畑さん。
2:02:34	はい。
2:02:38	うん。規制庁、伏見伊勢。
2:02:41	藤規制庁は必ず確認ございますでしょうか。
2:02:45	MO Xのちょっと反映するところも結構あったかと思うんですが、予定通り明日、
2:02:56	に反映したものが出てくる。
2:02:58	次に資料Cです。
2:03:00	はい、日本石田でございます。はい。一番検討が要るかなというのは、規制を設計のところの報告機能の持ち出しですね。
2:03:10	最初に側の影響評価対象外ところのつなぎを考えた上でどういうキーワードをどこに出すかということも含めて検討した上で、明日の資料について反映して提出させていただきます。以上です。
2:03:24	はい。規制庁の岡ですよろしく申し上げます。
2:03:28	吉満ほかに規制庁があったら、先生方、9人ぐらいでしょうか。
2:03:36	もう定年側でよろしいでしょうか。
2:03:39	うん。
2:03:40	はい、与儀のところにございませぬ。
2:03:43	それでは藤久リングを終了したいと思いますのでよろしく申し上げます。
2:03:51	肯定しました。お疲れ様でした。
2:03:56	ご迷惑をおかけしまして申し訳ございませんでした。